

事業計画概要のお知らせ

平成27年度事業計画及び予算に係る、掛金・負担金率及び事業内容の変更についてお知らせいたします。なお、各経理別予算の収支状況については、4月号に掲載いたします。

主な内容

- 短期経理の掛金・負担金率の変更はありません。
- 被用者年金一元化に伴い、10月から標準報酬制が導入されます。
- 長期経理に係る掛金・負担金率は平成26年の財政再計算により、9月から引き上げられます。
- 共済年金は平成27年10月から被用者年金一元化により厚生年金と統合されます。
- 被用者年金一元化に伴い、従来の長期経理は新しい経理体系になります。
- 保健事業のインフルエンザ予防接種助成については、任意継続組合員及びその被扶養者まで助成対象範囲を拡充します。

▶ 平成27年4月～9月までの掛金・負担金率

上段:給料分 下段:期末手当等

(単位:‰)

種別	掛金					負担金				
	短期経理		長期経理		保健経理	短期経理		長期経理		保健経理
	医療費・ 拠出金	介護	4月～8月	9月	福祉事業・ 健康増進	医療費・ 拠出金	介護	4月～8月	9月	福祉事業・ 健康増進
一般組合員及び 特定消防組合員	56.00	7.10	105.775	107.9875	2.50	56.6125	7.10	156.3538	158.5663	2.50
	44.80	5.68	84.62	86.39	2.00	45.29	5.68	125.083	126.853	2.00
市町村長組合員及び 特別職組合員	44.80	5.68	84.62	86.39	2.00	45.29	5.68	125.083	126.853	2.00
	44.80	5.68	84.62	86.39	2.00	45.29	5.68	125.083	126.853	2.00
長期組合員及び 市町村長長期組合員	1.92	-	84.62	86.39	2.00	2.21	-	125.083	126.853	2.00
	1.92	-	84.62	86.39	2.00	2.21	-	125.083	126.853	2.00
任意継続組合員	112.00	14.20	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	27.20		-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

▶ 平成27年10月～平成28年3月までの掛金・負担金率

標準報酬月額及び標準期末手当等の額を基準

(単位:‰)

種別	掛金					負担金						
	短期経理		厚生年金 保険経理	退職等 年金経理	保健経理	短期経理			厚生年金 保険経理	退職等 年金経理	経過的 長期経理	保健経理
	医療費・ 拠出金	介護				福祉事業・ 健康増進	医療費・ 拠出金	介護				
全組合員	44.80	5.68	86.39	7.5	2.00	45.29	5.68	126.59	7.5	0.263	2.00	
長期組合員	1.92	-	-	7.5	2.00	2.21	-	-	7.5	0.263	2.00	
市町村長長期組合員	1.92	-	-	7.5	2.00	2.21	-	-	7.5	0.263	2.00	
任意継続組合員	89.60	11.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	27.20	-	-	-	

- (注) 1. 平成27年4月から9月までの一般組合員及び特定消防組合員の給料分に係る掛金・負担金率については、期末手当等の率に手当率(1.25)を乗じた率です。
2. 短期経理の負担金率には、育児介護休業手当金に係る公的負担率及び調整負担金率が含まれております。
3. 市町村長長期組合員及び長期組合員については、75歳以上の組合員が対象です。
4. 短期経理のうち介護は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
5. 任意継続組合員に係る平均給料月額については、「322,000円」です。
6. 短期経理における特定保険料率は、40.62%です。
※特定保険料率とは……共済組合が支出した拠出金が、高齢者に対してどの程度支援を行っているのかを千分率で表したものです。
7. 9月までの長期経理と10月以降の厚生年金保険経理の負担金率には基礎年金拠出金に係る公的負担金率が含まれております。また、9月までの長期経理の負担金率には、公務財源の負担金率も含まれております。
8. 平成27年10月以降の厚生年金保険経理に係る保険料は、70歳未満の組合員が徴収の対象となります。
9. 退職等年金経理の率7.5%は確定の率ではありません。

医療に係る短期経理の財源率は据え置きとなります！

安定した運営のために引き続き医療費の削減にご協力をお願いします。

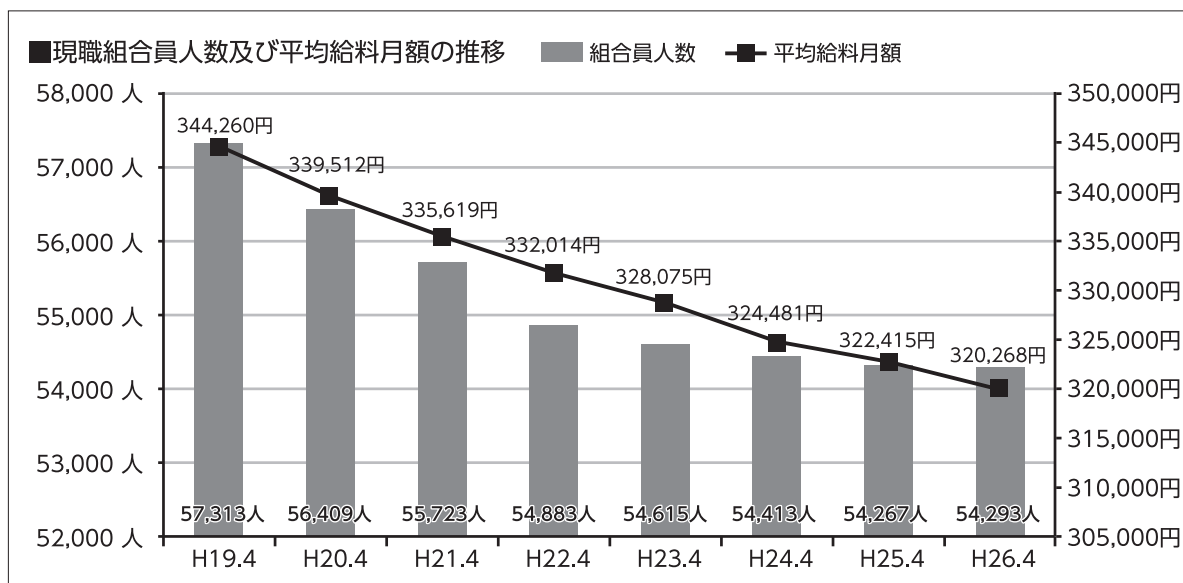
短期経理は、組合員及び被扶養者の皆様の病気やケガなどの医療費の支払いや出産、死亡、災害及び休業などの各種給付、また、高齢者医療制度への財政支援などを賄っている経理です。

この短期経理は、組合員の皆様から納めていただいた掛金と地方公共団体からの負担金が主な収入になります。

短期経理の掛金・負担金収入は、組合員の皆様の給料の変動に大きく影響を受けるものとなっております。定年退職による高い年齢層の組合員の退職は、給料総額の減少となるため掛金・負担金の減収の要因となっております。また、近年では平成25年度の給料の特例減額措置、平成26年度は7年ぶりの増額の給与改定、平成27年度からは給与制度の総合的な見直しが3年かけて行われるなど今後も給料の変動が見込まれるなか、10月からは被用者年金一元化に伴い掛金・負担金を計算する基礎給料が本俸から諸手当を含む標準報酬制へ移行されます。

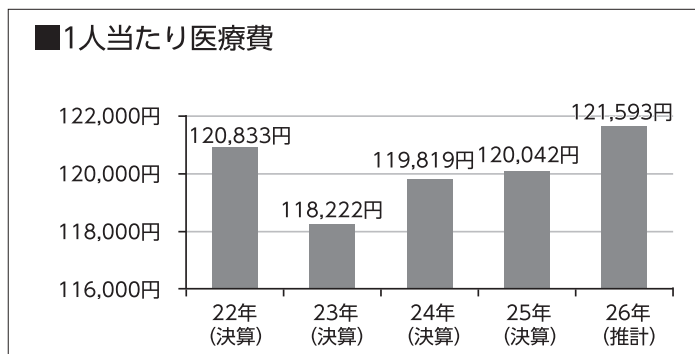
一方、支出においては、組合員数や被扶養者数が減少しておりますが医療費は横ばい傾向にあり、1人当たりの医療費は4年連続で増加の見込みとなっております。また、支出総額の4割以上を占める高齢者医療制度への財政支援のための支援金等も掛金・負担金から支出しており、短期財政の大きな負担となっているなか、そのひとつである後期高齢者支援金の計算方法が、平成27年4月から段階的に給料総額を基礎とする計算方法に変更されるなど、社会保障制度の変革期にあるため今後の短期財政を見据えた対応が求められると考えております。

平成27年度は、標準報酬制への移行に伴う掛金・負担金への影響と今後の高齢者医療制度への支援金など推測が及ばない状況ではありますが、医療費を削減することで短期給付事業の安定的な運営を確保し、財源率(89.6/1,000)の引き上げを行わないことにいたしました。



医療費の削減は、組合員及び被扶養者の皆様の医療機関や柔道整復師のかかり方を見直すことと、ジェネリック医薬品の利用などで可能となってまいります。医療費増高対策事業はじめ保健事業と連携して疾病予防、健康保持・増進を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、介護の財源率(11.36/1,000)については、厚生労働省から示された数値をもとに算出しており、平成27年度も引き上げを行わずに納付金の支払いが出来る見込みとなっております。



年金給付に係る掛金・負担金

長期掛金・負担金

長期経理に係る掛金・負担金率については、地方公務員共済組合連合会において決定されており、平成26年に5年に1度の財源率の再計算が実施されたことにより、平成30年まで毎年9月に引き上げられることとなります。

平成27年度は9月より掛金・負担金率をあわせて、3.54/1,000(総報酬ベース)の引き上げとなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、本年10月からの被用者年金一元化により共済年金は厚生年金と統合されることにより、従来の長期経理は厚生年金相当部分の給付などに係る「厚生年金保険経理」、退職等年金給付に係る「退職等年金経理」、旧職域相当部分の給付及び既裁定の公務障害・遺族年金等に係る「経過的長期経理」の3経理に変更となります。

保健事業

保健事業については、組合員の皆様からのご意見ご要望を取り入れながら、様々な事業を実施しております。

その資金源は、組合員の皆様からの掛金と地方公共団体からの負担金が主なものとなっておりますが、近年、組合員数の減少等に伴い掛金・負担金収入が大幅に減少しており、保健経理財政が大変厳しい状況が続いておりました。

この様な状況の中、保健事業検討委員会等で財源率を引き上げないことを前提に、保健事業全般にわたる見直しを図ってきた結果、少しずつではありますが財政状況が安定してまいりました。

なお、平成27年度については、3,000万円程度の利益金を見込んでおりますが、この利益金については、全額積立金に積立てております。

また、現在、在職中の組合員及びその被扶養者を対象に実施しているインフルエンザ予防接種助成については、平成27年度から任意継続組合員及びその被扶養者まで対象範囲を拡げて実施することとしましたので、積極的なご利用をお願いします。